

意見書

平成20年 6月 23日

総務省 情報通信政策局
放送政策課 御中

〒110-6134

(とうきょうとちよだくながたちょう)

東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

(やまだ りゅうじ)

代表取締役社長 山田 隆持

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」
(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
21 頁	27 行～28 行	<p>第 3 章 周波数の割当て</p> <p>2 割当て周波数の検討</p> <p>「全国向け放送」については、V-HIGH を、「地方ブロック向け放送」については、V-LOW を割当てることが適当である。</p>	<p>マルチメディア放送は、主に携帯電話端末での受信を前提とし、「全国エリア」において、視聴者が移動しながら生活圏を超越し、通信サービスと連携した統合的なサービスを提供できることが重要である。また、携帯電話端末へのアンテナの内蔵（小型化）を考慮すると、V-HIGH であることが適当である。よって「全国向け放送」を V-HIGH としたことは適当であり、賛成する。</p>
30 頁	19 行～21 行	<p>第 4 章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律 (1) 参入の枠組み</p> <p>ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するために、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置をすることが考えられる。</p>	<p>事業運営に伴うリスク回避やハード整備のインセンティブ確保の観点だけではなく、視聴者のニーズに適ったサービスの発展や早期普及には、コンテンツ提供主体とインフラ事業主体とが密に連携したサービス開発やマーケティング活動が重要である。そのためには、ハード事業者が優先的にソフト事業者となれる制度となるよう強く希望する。</p>
32 頁	17 行～20 行	<p>第 4 章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律 (2) 出資規律</p> <p>マルチメディア放送はあくまでも新たな「放送」として制度化するものであり、通信による情報配信サービスとは異なる役割が期待されることから、携帯電話事業者による出資について特段</p>	<p>マルチメディア放送は、主に携帯電話端末での受信が想定されることから、その放送番組についても、携帯電話上における通信サービスやワンセグで既に提供されている各種コンテンツと類似することが想定される。マルチメディア放送の新規性、視聴者ニーズや周波数有効利用の観点からは、提供するコン</p>

		の制限を設ける必要はないと考えられる。	テンツやサービスには十分な検討が必要である。そのためには、携帯電話事業者が主体となり、「通信」「放送」各々の異なる役割を考慮し、視聴者ニーズにあったサービスを提供することが重要である。従って、携帯電話事業者による出資制限を設ける必要はないとした考え方には賛成であり、実現を強く希望する。
35 頁	11 行～14 行	第4章 制度の在り方 3 事業規律 新しく開始される放送のほとんどすべてが有料放送となると、その普及・発展を阻害するおそれがあるが、例えば、事業者選定の比較審査の際に、一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等、の仕組みを検討することが考えられる。	無料放送が普及牽引の役割を担うことは想定できるが、ワンセグ放送が既に無料放送として行われている中で、マルチメディア放送に過度の無料放送を課すことは、事業者の財務健全性や安定的なサービス発展に悪影響を及ぼす可能性があると考ええる。原則として事業者に委ねることが適当であり、審査基準の設定においては、十分な配慮を希望する。